

（午前9時30分 開議）

○議長（石橋英和君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は20人で定足数に達しております。

○議長（石橋英和君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋英和君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において5番 森下君、10番 坂口君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（石橋英和君）日程第2 一般質問を行います。

順番8、2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）おはようございます。
一般質問2日目のトップバッターです。どうぞよろしく願いいたします。

通告に従いまして、一般質問を行います。

1項目めは、国民健康保険についてです。

国民健康保険は、他の医療保険に加入しない全ての住民に医療を保障する制度です。ところが、高過ぎる国保税、無慈悲な保険証取り上げ、過酷な滞納制裁などで住民を苦しめるという異常な事態が、各地で起こっています。橋本市ではどうなのか、質問をいたします。

1、自営業者で、売り上げから経費などを

引いた所得が年間250万円の4人家族、40歳代の夫婦と子ども2人の場合、国保税はいくらになりますか。

2、短期保険証、資格証明書の発行数はいくらですか。

3、滞納世帯はどのくらいありますか。

4、申請減免はどのくらいありますか。

5、平成27年度から、保険財政共同安定化事業の対象が、1件1円以上となります。すなわち、国保のレセプト処理が、全て市町村が共同で都道府県ごとにつくっている国保連合会に移るといことです。このことによって、橋本市の国保事業はどのようになりますか。

二つ目は、水道事業についてです。

水道水は、生活していく上で一日も欠かすことのできない大事なものです。水道法第1条に、前半は略しますが、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。また、地方公営企業法の第3条には、地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとあります。

この観点から、橋本市の水道事業について質問を行います。

1、減価償却の考え方について。橋本市の水道事業会計を見ると、減価償却費が支出の5～6割を占めています。減価償却の考え方、内訳はどうなっていますか。

2、第5次拡張事業について。第5次拡張事業に約100億円必要なので、現金預金を使うということです。決算書を見ますと、合併後

の平成18年度から、大滝ダム負担金の一部を記載していますが、工事負担金については記載をしていません。平成26年度末の段階で、事業費の合計はいくらですか。

3、水道料金について。橋本市の水道料金は、県下でも高いほうです。平成24年9月議会で、同僚議員の質問に対して、平成24年度の地方公営企業法の一部改正に伴い、平成26年度よりフル償却を採用している場合、今までの国庫補助金分の減価償却見合い分を、長期前受け金として戻し入れして、一気に収益化できることが可能となり、ダムの補助金分でも累積欠損金が解消し、なおかつ余剰分は利益剰余金として計上できることとなります。よって、この時点では、料金の見直しはできるものと考えますと答弁されています。料金の見直しを考えておられますか。

以上です。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君の質問項目1、国民健康保険に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）国民健康保険についてお答えいたします。

まず、1点目の自営業者で、売り上げから経費などを引いた所得が年間250万円で、40歳代の夫婦と子ども2人の4人家族の場合の国民健康保険税額についてですが、平成26年度の場合で、1年間の国民健康保険税額は39万1,100円となります。

2点目の短期保険証と資格証明書の発行数についてですが、平成27年1月末現在の短期保険証発行世帯数は513世帯、資格証明書発行世帯数は84世帯となっています。

3点目の滞納世帯数についてですが、平成25年度決算では1,277世帯です。

4点目の申請減免の申請件数については、

平成26年度は、生活保護受給世帯となったことにより、4件の申請があります。

5点目の平成27年度から保険財政共同安定化事業の対象が80万円以下の全ての医療費に拡大された場合の、本市国保事業に与える影響についてですが、この保険財政共同安定化事業は、市町村の保険者間での保険税の平準化と小規模保険者の財政安定化を目的に、30万円以上80万円以下の医療費について、市町村が国民健康保険団体連合会に基金として拠出する再保険事業として、国民健康保険法に基づき、平成18年10月から実施されており、平成27年度からは80万円以下の全ての医療費が対象となることとなりました。

このことにより、本市国保事業に与える影響としては、県全体の事業費がこれまでの約2.5倍となり、これにより、県内市町村の拠出金、交付金とも拡大することとなりますが、突発的な医療費の増加に対処でき、保険者の財政を安定化させることとなります。

平成25年度、平成26年度の保険財政共同安定化事業においては、本市の場合、拠出額よりも交付額が上回っている状況にあります。これは、県内の保険者と比較し、本市は医療費が高く、また今後の拠出額が増加傾向にあることを示しています。

平成27年度以降、80万円以下の全ての医療費が対象となることで、医療費の動向を注視していく必要があります。いずれにしましても、医療費の増加を抑えるため、保険事業を通じて、被保険者の健康増進と医療費の適正化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君、再質問ありますか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）ありがとうございます。それでは、①から再質問を行っていきます。

所得250万円で、4人家族の場合、1年間39万1,100円の国保税になると答弁がありました。例で挙げた場合は、資産がない場合ですので、固定資産があつたりすれば資産割が加わって、さらに国保税が高くなるということになります。

39万円としましたら、所得250万円の15.6%に当たって、自営業者なので平均した場合にだいたい2カ月分の所得に当たるということになります。もともと所得250万円ということであれば、月々20万円ちょっとで生活をしているということになって、そのうち3万円強が保険税で引かれていくという、毎月平均しましたらそういう計算になるんですけども、所得の割に国保税というのは負担が重いと思われませんか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）国民健康保険税につきましては、いろんな見方があるかと思えます。で、実際同じような条件で、私ども、持っています資料をもとに県下の市町村に当てはめた場合の保険税水準を見たときに、県下で一番高くなるのが50万円を超えます。一番安くなるのが30万円をちょっと切るぐらい。39万1,100円というのがちょっと安いほうになるのかなと、事務的には考えてございます。

ということで、基本的に国の社会保障制度の中で、決められたルールの中で、算定も一定の決められたルールに基づいてやっておりますので、主観的にはいろんな見方があるかと思えますが、著しく高いということには、制度上はなっていないのかなと考えております。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）確かに国の指導どおりというか、決められたとおりの計算では、国保税を算出されているとは思いますが、

も、もともと国民健康保険というのはほかの保険に入られていない方、今、後期高齢者もあるのでややこしいですけど、一旦は入られる医療保険で、国庫負担がどんどんどんどん削られてきている分が、結局一人ひとりの加入者が負担する国保税が高くなってきているとう経過があります。

そういう中で、実際には橋本市だけじゃなくって、どこでも収入に見合った国保税になっているかということであれば、かなりしんどいのではないかなと思うんです。

去年の夏に、実は五つの団体が共同して国民健康保険の実態調査を聞き取りで実施いたしました。やっそこさその集計ができたんですけども、それをちょっと紹介いたしますと、答えていただいた方の中で、国民健康保険の加入者は65.2%でした。世帯の主な収入源は年金によるというのが75%、国民健康保険税の負担感について聞いたところ、国民健康保険税は収入に応じた保険税ではないと答えた方が37.2%、国民健康保険に関する要望で一番多かったのが、保険税額を下げてくださいで53.7%。また、世帯の年収が200万円未満の場合と、200万円以上500万円未満、500万円以上という三つの段階で聞いたんですけども、200万円未満の場合、通院の先延ばしをしたことがあると答えた方が6.3%、治療を中断したことがあると答えた方が9.1%という結果でした。

確かに規定どおりに保険税は算出はされているんですけども、実際に市民が感じている国保の負担というものは、収入に見合っていない。やっぱりもっと下げてくださいというのが、実感というのが出ているのではないかなと思うんですけども、実際の声としてどのように受けとめられますか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今、議員のほ

うから報告いただきました調査は、そのとおりであったかと思えます。ただ、基本的に社会保障の中の医療制度として、国の制度として、実際運用されているということになりますと、いろいろご指摘のとおり、例えば被保険者の構造的な変化、経年による変化もございます。あるいは、被用者保険から国保に移るとき、いわゆる収入があってなくなって、退職されたから国保に入るという制度上のそういうものもございます。

等々を勘案したときに、国民皆保険という意味で国保を運用していく上では、当然、それに加えまして、安定した、あるいは継続性のある運営ということを考えますと、これはもう構造的な国の法律の問題、施策の問題になってきますので、本市といたしましては、その制度に粛々として、制度にのっとり、事務を行っていくということしか申し上げられないのかなと感じます。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）部長も構造的なということを答弁されたんですけども、やっぱり国に対しても、国民健康保険に加入されている方はかなり年金生活の方も多いですし、また無職の方も多いいところからいけば、社会保障の一つとして、国がもっと国庫負担金とか支出金を増やしていくべきだと思うんです。

その辺については、どんどん市のほうからも意見を上げていってもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）市民の方々のご要望等々も窓口でお聞きます。そういうふうなご要望を踏まえまして、本市のみで意見を述べていくというわけにもいかず、いわゆる市長会等々、各団体を通じて、機会あるごとに必要な制度の改正につきましては、要

望を上げていくということで取り組んでまいりたいと思えます。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）それと同時に、国の制度から粛々というだけではなくって、橋本市として、できれば国保税の負担を低くするためにも、何らかの努力といいますか、何らかの取り組みをしていただきたいなと思えます。2番に移ります。

短期保険証513世帯、資格証明書が84世帯ということで、橋本市でも滞納されている方に対して、こういうことになっているということです。

短期保険証については、窓口に来ていただいて、そのときに納付相談とかをするということになっているとは思いますが、なかなか来られない場合に、そのままご本人に保険証を渡さずにとめているということはないですか。まず、1点目がそのことです。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）窓口に来られた場合には、ご相談を受けて、短期保険証を発行するということになります。基本的には短期保険証、3カ月なり期間がございますので、その期間内にまた窓口に来ていただくというのが原則になってございます。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）そうしますと、3カ月の間に来られないと、保険証を渡さずにそのままになるということですか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）この短期保険証並びに資格証明書の本来の発行の目的と申しますのは、やはり国民健康保険税の納付者の方々の中で滞納されている方々との接触を増やして納付を促すと。いわゆる接触機会を増やすということが一番の目的ということで、この制度があるということになってございま

す。

という意味から、いわゆる相談される時、いわゆる困窮の状況等を受けるときにも、やはり3カ月という期間を切って、その中で、また状況をその都度説明してくださいというご説明をする。来ていただけるようにご説明するというのを、取り組んでおります。

ただ、来ていただけない場合は、どちらかといえば、私どもからいえば、滞納状況を放置しているという状況になってくるということになるかと思えます。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）そうしましたら、その3カ月の間に電話するなり、訪問するなりということで、滞納されている世帯がどういう状況であるかということ、市のほうから調査に行くということはないんですか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）ただ、滞納整理業務の一環として、こちらから滞納されている方に納付を促す電話をすることはございます。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）とにかく、3カ月の間に1回も市のほうからアタックすることがないということはないということよろしいですね。

それと、短期保険証の世帯で中学生までの子どもがいらっしゃる世帯というか、子どもには保険証はしっかりと、医療を受ける権利を保障するというでなっていると思うんですけれども、例えば来られない世帯の中に子どもがおられる場合は、きちんとその子どもの分については発送されていますでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）高校生以下、いわゆる18歳になった年度末までの子どもを

対象に、短期保険証あるいは資格証明書にかかわらず、期間を6カ月に延ばした短期保険証を発行させていただくということで、配慮させていただいております。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）それで、要するに受け取りに来なくてもちゃんと渡しているということよろしいですか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）ただ、先ほど申し上げましたとおり、これは納付を促進していく、推進していくというか、いわゆる相談機会、接触機会を増やしていくという趣旨での制度でございますので、いわゆる子どもへの配慮等々は、短期保険証を6カ月という期間を延ばすということで配慮をしております、それとは別に、やはりこれは定期的に相談に来ていただくというのが本筋と考えておまして、特に6カ月内に来られないからこちらから送付する等々の手続きは、特にはとっておりません。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）私の記憶違いかもしれませんが、この制度ができたときには、担当の方が全ての対象の方のところに、実際に持っていくことをされていたと思うんです。それはもうかなり前の話なので、それから課長は何人かかわられているんで、けれども、子どもには保険証がなくって医療が受けられないということのないようにということで、問題になって、たしかこの制度ができたと思うんですけれども、だから、取りに来られなくても、その子どもに宛てて発送するということはできるのではないのでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）すいません。ちょっと私の説明不足でございました。6カ月証につきましては、郵送しているというこ

とでございます。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）ということは、ちゃんと手渡しているということですね。はい、わかりました。

次に、資格証明書なんですけれども、資格証明書では、医療を受ける場合に、窓口で一旦全額を払わなければならないとなっております。ただ、実際に資格証明書を受給されている方が、世帯主の方とかが病気になって医療が受けたいというときに、医療費の一時払いが困難であると申し出た場合には、短期保険証を発行することができるとなっておりますけれども、そのように橋本市ではされておられますでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）その件に関しては、ちょっと確認してからご報告させていただきます。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）そうしましたら、次の滞納世帯のほうに移ります。

滞納世帯は1,277世帯あるということで、このうち差し押さえをしたり、県の回収機構に送ったりということはありませんでしょうか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（枅谷俊介君）26年度で、和歌山地方税回収機構へ移管した分、そのうち国保の件数でございますが、市税全体の移管が49件ございまして、そのうち国保を含む件数は44件、国保のみの件数が2件で、国保全体で言いますと46件が含まれております。46件が、税回収機構へ送られておりまして、差し押さえをしております。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）和歌山県の回収機構の場合、国保税も含まれているということはおかっているんですけれども、先ほどからも言

っていますけれども、国民健康保険というのは、そもそも社会保障制度でありまして、県の回収機構になると、かなり機械的に差し押さえが行われています。

最近聞いた例でも、国保税も含む滞納で、回収機構に送られて、家が差し押さえになったと。売れたら、もう出ていかなあかんという相談なんかも受けています。

まだ橋本市の場合でしたら、滞納整理といましても、やっぱりまだ市民と近いですから、いろいろな相談もできますけれども、できると思っているんです。けども、県のほうに行ったら、もう本当に機械的な対応になってしまいますので、国保だけでも、県の回収機構に送る対象にしないというふうにはできないものでしょうか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（枅谷俊介君）国保だけでも移管はやめたらというおただしでございますが、国民健康保険につきましては、加入者の保険の負担により成り立っております。また、保険税の納付は、国民皆保険維持のかなめでございますので、基準に基づき課税される保険税は、負担能力に応じた公平な負担という観点からも、納めていただく必要があると考えています。今後も、国保の滞納者を含めた税の滞納者については、財産調査等を行い、資産状況を把握した上で、移管の実施について、滞納事案移管選定委員会で審議の上、判断してまいりたいと考えています。

なお、財産調査の結果、財産がない場合や7割軽減等の低所得者層の世帯については、これまで移管を実施しておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）たしか国保の加入者世帯って1万件近かったと思うんです。先ほどは1,277世帯が滞納しているということはい

えば、1割以上の世帯が滞納しているということになります。

確かに、そのうち払えるけれども払っていない世帯というの、いろいろ調査していったらあるかもしれないけれども、1番のときにも言いましたけれども、実際には収入に応じた負担にはなっていないというか、収入に比べたら負担が重たいというところが、実際のところではないかと思うんです。

そういうところからいっても、機械的というかそういう対応はやめてほしいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（栢谷俊介君）ちょっと聞き取れなかったんです。公平な負担はやめてほしいとおっしゃられたんですか。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）いえ、公平な負担じゃなくて、機械的な対応はやめてほしいと。収入に応じて課しているから公平なんだとおっしゃったので、そうではなくって、実際には収入に見合った負担にはなっていないので、悪質なところはきっちり取り立てていただいたらいいと思うんですけれども、本当に悪質かどうかというところの見きわめを、もっときっちりとしていただけないでしょうか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（栢谷俊介君）課税税移管とか、差し押さえに至る以前には、十分聞き取りもさせていただき、催告書等も納入告知もさせていただき、いろんな作業を行った上で差し押さえを行い、また移管を行っておりますので、先ほども申しましたように、財産がない場合とか、それから7割軽減の低所得者層の世帯については、これまで移管もしておりませんので、その点については十分配慮をした上で、差し押さえ、移管を行っていると考えております。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）まだまだ言いたいんですけど、すいません、4番に移ります。

申請減免のところで、平成26年度は、生活保護になったという相談が4件あったということでした。軽減の場合は、リストラや倒産など非自発的失業者に対する軽減措置というの、一方ではありまして、それと収入が激減したときとか災害とかというときの条例減免も、2通りあると思うんです。

多分、条例減免のほうが4件あったということだと思えるんですけれども、先日も、年末に病気になって倒れられて、もう仕事ができなくなって、収入が全く入らなくなった方の国保税の軽減ができないだろうかということで、窓口のほうに相談に伺ったんですけれども、そのときも、非自発的失業者に対する軽減措置の説明はしてもらったんですが、なかなか条例減免のほうは、相談に行ってもなかなか難しいといいますか、そういうのが現実ではないかと思うんですけれども、それと、相談に行ったときに、1回冷たく扱われたら二度と行きたくないと思うというか、そういう心理も働くようなんですが、その辺の相談のしやすさといいますか、そういうところはどうでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今のおただしで、まず前段の、いわゆる件数の報告でございますが、議員おっしゃられるとおり、1回目の答弁の中で申し上げた件数は、本市のいわゆる減免規則に基づく減免ということでございます。次に、同じく規則においては、休業もしくは云々等々、やむを得ない事由で廃業、やむを得ない事由で云々という項目がかなりございます。

今おっしゃられる案件について、私、詳しく承知してございませんが、まず相談できや

すい環境づくりということで、今ご意見をいただいております。これにつきましては、いわゆる保険証の送付時、あるいは滞納者の方々へのご案内のときに、こういう事例があれば相談してくださいということは、案内してございます。

次に、窓口での対応につきましては、今後とも丁寧に、あるいは親切に対応するように心がけていきたいと考えております。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）よろしくお願ひします。

次、5番に移ります。

先ほど、1件80万円以下の医療費の分が国保連合会に移るということで、突発的に支払いがたくさん出たときなんかでも安心しておられるというか、そういう利点があるということなんですけれども、それでいけば、今まで基金を積み立てて、突発的にインフルエンザがはやったとかで医療費がたくさん要するときのためとか、赤字補填のためとかいろんな理由で基金を積み立てているわけなんですけれども、自治体単独で、不要不急の支出のための基金を準備する必要がなくなるのではないのでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）ご質問の趣旨が、私、ちょっと理解できていないんですが、この制度自体は、基金に積み立てるのが前々年度とその過去2年間、いわゆる過去の3年間の給付実績と被保険者数、和歌山県の場合は50対50で拠出額を算定していくということになっておりまして、それに対して、給付事案が発生すれば給付が交付されるということですので、いわゆる本来の目的は、突出的な、和歌山県下でA市、B市、特定のところでインフルエンザ等が発生して、大きな給付が出たときに、A市、B市は一時的に保険財政が非常に悪化する。そういうことを避けるため

に、平準化していくという意味合いの事業でございます。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）県内全部で助け合いをして、医療費を払っていくということになって、だから、今までだったらそれぞれの自治体が、例えて言えば、平成25年度決算でいえば、橋本市は7.5億円の基金を持っているんです。ただ、26年、27年でどうも繰り入れるみたいなんで、それがそのまま残っているとは言えないんですけれども、その分が要らなくなるんじゃないですかという質問なんです。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）毎年毎年、すぐそういう結果にはならないと思います。

と申しますのは、突発的なことがあったときに平準化されるという事業でして、言葉悪いですけども、例えばその地域特性、橋本市の特性に基づく運営状況は、それはそれとしてありますんで、だから、その基金を云々というのは、毎年毎年の国保運営上の話と、あるいはある特定の年に非常に悪化するんで、それを平準化していくという話は、ちょっと別物のものかなと思います。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）わかったわけじゃないんですけど、時間がないので、すいません。国保は、もうここで終わりにします。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、水道事業に関する質問に対する答弁を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長（大倉一郎君）登壇〕

○上下水道部長（大倉一郎君）水道事業についてお答えします。

まず、減価償却の考え方についてお答えします。

減価償却とは、水道施設の工事などが完了すると、一度に費用にしないで、その施設か

ら得られる収入に対応して、法定耐用年数に応じた少しずつ費用にすることを言います。

平成25年度決算における減価償却費の内訳ですが、有形固定資産6億455万円、無形固定資産1億9,104万円となっています。

次に、第5次拡張事業についてお答えします。

第5次拡張事業については、平成18年の市町合併により、新橋本市として平成21年3月に国の事業認可を受け、施設整備を実施しています。事業内容については、整備期間を平成21年度から平成37年度までの17年間とし、総事業費約100億円で施設整備に取り組んでいます。

紀の川右岸送水管事業や簡易水道統合事業など新たな施設整備のほか、橋本浄水場など施設整備を終えてから約40年が経過した施設が更新期を迎えており、更新施設も含めた一体的な施設整備計画を立て、全て拡張費で予算計上し、計画的に事業を進めているところです。なお、残事業費は約80億円です。

次に、水道料金についてお答えします。

基本水量を決めた背景には、公衆衛生の確保のためにあるレベルまでは上水を使って清潔を保持してほしいとの考えから、基本水量として10^mが基本料金に付与されています。

しかしながら、現在では、世帯構造の変化、節水型社会の進展、ライフスタイルの多様化に伴い、基本料金に基本水量を付与することの意義が薄れてきていること、特に1カ月の使用水量が10^m以下の使用者においては、月10^mまで水道料金が変わらないことに対する不公平感や節水努力が報われないとの意見があること等により、現在の基本水量制月10^mをこのまま維持し続ける必要性が低下していると考えます。

しかしながら、一方、日本水道協会の水道料金算定要領の中で、基本料金は使用水量と

は関係なく、水道事業が給水準備のために必要な原価であるとされており、また総務省の公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会の議論の中でも、持続的かつ安定的なサービスを維持していくためには、安定的な収入源となり得る基本料金の比重を高める視点が重要となるとされています。

また、橋本市水道事業懇話会の答申でも、基本水量制のあり方については、基本水量を撤廃した完全定量制も含めた基本水量の見直しとする一方、水道は市民生活に不可欠で、極めて公共性の高い事業であることを踏まえた上で、生活用水の確保の必要性、見直し対象となる世帯と対象とならない世帯とのバランス、見直しにより給水収益が減収になること等を判断した上で、料金体系とすべきであるとされています。

本市水道事業においては、給水原価が供給単価を上回る厳しい経営状況にあることも視野に入れながら、見直し作業を進めていきたいと考えます。

今後とも、市民生活に絶対必要なおいしい水を、持続的で、かつ安全に安定してお届けできるよう経営努力を続けてまいります。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君、再質問ありますか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）まず、1点目の減価償却についてなんですけれども、平成26年度の橋本市水道事業予定損益計算書を見ますと、26年度から会計の仕方が変わっているんですが、営業外収益に長期前受け金戻し入れ約4億円が入って、補助金分ですね。当年度純利益が約2億円。さらに、過去の分の補助金の分がその他未処分利益剰余金変動額ということで、約96億円入っています。このことで、前年度繰越欠損金が約4億円あったんですけれども、これがなくなって、当年度未処

分利益剰余金が約94億円、で、こないだ教えていただいたら、当年度未処分利益剰余金というのが、ずっと帳面上は残っていくと。

これが、結局、当年度がプラスになるかマイナスになるかによって、この94億円が多くなっていくか減っていくかということになっていくと思うんです。

地方公営企業法の一部改正に伴って、みなし償却制度は廃止されたんですけども、結局、フル償却になっても、補助金分が長期前受け金戻し入れとして入ってくるということは、考え方としてはみなし償却と変わらないのではないのでしょうか。

○議長（石橋英和君）上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君）阪本議員のおただしについて、ちょっと内容が非常にわかりにくい点があったんですけども、地方公営企業法の一部改正に伴いまして、当年度未処分利益剰余金が94億円という形になると思うんですけども、94億円についてどう見ますかというご質問だと思います。

制度改正により、新たに設けられた勘定科目が、その他未処分利益剰余金変動額が96億円という形になるんですけども、累積欠損金が4億円を控除して、当年度純利益が2億円を加算した結果、当年度未処分利益剰余金が94億円となります。

この94億円につきましては、制度改正による移行処理によって発生するものでありまして、現金収入に伴わないものであります。制度改正により、経営状況が見かけ上よく見えるような形が起こってくるんですけども、今後、この剰余金の処分についても、どのような形で剰余金の処分を検討していくかというのは、必要になってこようかと考えております。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）ただ、今までフル償却

をしていたのは、94年9月の同僚議員に対する答弁で、合併前までは営業収益がマイナスである中で、資本的投資または企業債の利息の支払いを補うためにフル償却で行ってきたと答弁されています。

結局、この減価償却の中には、橋本市の場合、ダムも入っているわけですよ。さっき有形と無形と教えていただいたんですけど、25年度決算でいえば、ダムの無形が全体の減価償却の中の24%、もうダムはでき上がっていますけれども、昭和47年12月に第3次拡張事業が始まって、このときの計画給水人口が14万4,000人、これで2.9%の取水権を取得したわけですね。

昭和61年8月に、第4次拡張事業が始まって、このときはもう計画給水人口が8万1,700人に見直しをされているんです。結局は、この間に2.9は必要ないということに判断されたとは思いますが、1回取得した分はなかなか返上できないといえますか、そのまま今も現在も無形の減価償却の中に含まれてきているということですね、ずっと105億円払ってきた分が。

その中には、そのときの市の政策判断の誤りというものが減価償却を多くして、その分を、結局市民に高い水道料金として、ずっと水道会計は赤字赤字と私も思ってきたんですけども、ダムの負担分とフル償却をしていることによって補助金が含まれていることで、減価償却が見かけ上は大きくなるので、その分が結局ずっと水道料金として市民に負担をさせ続けてきたのではないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君）阪本議員のおただしでございますけども、橋本市が取水権、毎秒1トンの使用権を得ている関係上、ダムの負担金と今後の維持管理負担金が、給水原

価に対して非常に高い比率を占めているんじゃないかなということのおたしだと思っんですけども、確かに大滝ダムの維持管理負担金については、給水原価の割合にしますと、約60%ほど占めているような状況でございます。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）給水原価の60%がダム関連でよろしいんですか。

○議長（石橋英和君）上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君）もう少し詳しい資料を、今探しますので、もうしばらくお待ちください。

今、60%以上は償却費が給水原価に占めているということでございます。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）先ほども給水原価のほうが供給原価よりも高いのでということでおっしゃられたんですけども、その給水原価の60%を占める減価償却が、その中にはないダムの分も入っているし、あといろんなものが入っていると思うんですけどね。

ただ、ダムについては、結局は市のほうも維持管理費とかそういうところでは減らすように努力をされたと思うんですけども、今までの減価償却とかの部分については、結局給水原価という形で市民に負担をさせているのではないかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）上下水道部長。

○上下水道部長（大倉一郎君）先ほどの私の答弁の中で、ダムに係る減価償却費の割合が60%というような説明をさせていただいたんですけども、ダムの負担金も含めた減価償却費、水道管、配水管、送水管、ポンプ施

設、全ての減価償却費を含めると、給水原価に対する減価償却費の割合が約60%という形になります。

それで、確かにダムの負担金については、非常に高い減価償却費の中での比率になっておるわけなんですけども、今後橋本市が地域経済の活性化、それこそこれからも企業誘致をする上では、この毎秒1トンの使用权、水利権については、保っていかなあかんというような形にもなってきますので、橋本市の財産としてでも、これは守っていく必要があるのではないかと考えております。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）最後に、3番の水道料金なんですけど、最初に言いましたように、地方公営企業法の第3条、本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。経済性だけじゃなくって、やっぱり水道水って生活していく上には非常に大事なものですから、ただ、本当にきっちりとした料金というか納得のできる料金にしたいなと思います。

以上です。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）先ほど国民健康保険の中で、資格証明書の件で答弁を保留していた部分でご報告いたします。

資格証明書を持っていて、一時的にお金がお支払いできない等々の場合は、弁明書などの提出を受けて、短期保険証を出しているという事務をとり行っています。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君の一般質問は終わりました。

この際、午前10時45分まで休憩いたします。

（午前10時31分 休憩）